

「税法」

TAX LAW / STEUERRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

所得の意味／租税の 定義／課税要件

租税の分類(1)

- **国税**: 国が課税主体として賦課・徴収する租税(所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税など)。
- **地方税**: 地方公共団体が課税主体として賦課・徴収する租税(都道府県税と市町村税。住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、地方消費税など)。

租税の分類(2)

- **関税**: 国税のうち、外国からの輸入貨物に課されるもの。税関が扱う。
関税法および関税定率法、さらに国際条約が適用されており、原則として、国税通則法、国税徴収法、国税犯則取締法の適用が排除される。
- **内国税**: 関税以外のもの。
国税庁・国税局・税務署が扱う。

租税の分類(3)

- **直接税**: 納税義務者と担税者が同一であることを立法者が予定する租税のこと(所得税、法人税、相続税、固定資産税など)。
- **間接税**: 納税義務者と担税者とが異なり、納税義務者が租税負担を別の担税者に転嫁することを立法者が予定する租税のこと(消費税、酒税など)。

租税の分類(4)

- 人税と物税
- **人税(主体税)**: 主に人的な側面に着目して課されるもの(所得税、相続税など)。
- **物税(客体税)**: 主に物的な側面に着目して課されるもの(消費税や固定資産税など)。

租税の分類(5-1)

- 取得税・財産税・消費税・流通税
- 担税力の標識および課税物件の相違を基準とした区別。
- **取得税**: 収入に着目して課される租税。
- 所得税: 直接的に所得を対象とする。
- 収益税: 人が所有する生産手段から得られる収益を対象とする(事業税や鉱産税など)。

租税の分類(5-2)

- **財産税**: 財産の所有に着目して課される租税である。
- **一般財産税**: 人の財産の全体や純資産を対象とする。
- **個別財産税**: 特定の種類の財産を対象とする(地価税、固定資産税、自動車税など)。

租税の分類(5-3-1)

- **消費税**: 物品やサービスを購入し、消費することに着目して課される租税。
- **直接消費税**: 消費行為そのものに課されるもの。
- **間接消費税**: 製造業者や小売人により納付された租税が販売価格に含まれて消費者などに転嫁されることが予定されるもの(消費税、酒税など)。

租税の分類(5-3-2)

- **単段階個別消費税**: 間接消費税の一種で、一つの取引段階のみで課税を行うもの(酒税、たばこ税など)。
- **多段階一般消費税**: 間接消費税の一種で、複数の取引段階で課税を行うもの(消費税)。
- **流通税**: 権利の取得や移転など、取引に関する様々な事実行為や法律行為を対象として課される(登録免許税、印紙税、不動産取得税など)。

租税の分類(6)

▶ 普通税と目的税

- **普通税**: 収入の用途を特定の経費に充てることを予定せずに課される租税である。近代立憲国家においては普通税が原則とされる(総計予算主義)。
- **目的税**: 当初から収入の用途を特定の経費に宛てることを予定して課される租税である。法律によって支出目的が規定されている。

所得の意味(1)

- 所得税法における**所得の基本形**
〔**所得(の金額)**〕
= (収入金額) - (必要経費)
- 但し、必要経費の部分は0であることもあり、別のものとなることもある。

所得の意味(2)

- 所得によって計算方法などが異なる。
- しかし、これは、それぞれの所得が有する性格に適切に対応するためのもの。
- 基本構造はどの所得であれ全て同じ。
- **〔(総)所得(金額)〕**
= [収入金額] - [必要経費]
- **〔(総)所得(金額)〕 - [所得控除] =**
〔課税総所得金額〕

所得の意味(3)

- 所得税法第1条:趣旨目的を示す規定
- 同第2条:用語の定義規定
- 同第23条以下:利子所得などの類型。
- しかし、所得そのものについての定義を示す規定がない。
- 所得概念については、経済学や財政学などで様々な議論がなされている。

所得の意味(4-1)

- 消費型所得概念(支出型所得概念)
- 個人の収入のうち、効用や満足の源泉である財貨や人的役務の購入、すなわち消費に充てられる部分のみを所得とする。
- 蓄積(貯蓄など)にあてられる部分は所得でない。
- 消費のための借り入れは所得に含まれる。

所得の意味(4-2)

- 消費型所得概念(支出型所得概念)の長所:生涯所得を基準として納税者間の公平を保つことができる、投資や貯蓄を奨励する、など。
- 短所:富の格差を拡大することになるし、租税行政が困難となる。

所得の意味(5-1)

- **取得型所得概念**(発生型所得概念)
 - 個人が収入などの形で新たに取得する経済的価値を所得とする。
 - こちらのほうが一般的である。
 - さらに、制限的所得概念と包括的所得概念とに分かれる。

所得の意味(5-2)

- **制限的所得概念**
 - 周期的に生じる利得(利子、配当、地代、利潤、給与など)のみを所得とする。
 - 一時的・偶発的な利得、相続、贈与、賭博、宝くじなどからの利得、キャピタル・ゲインは所得に含まれない。
 - 資本や資産の維持を重視する考え方と評価できる。

所得の意味(5-3)

- **包括的所得概念**
 - 個人の担税力を増加させるような経済的な利得は全て所得となる。
 - 従って、周期的に生じる利得はもちろん、一時的・偶発的な利得も所得となる。
 - それだけでなく、帰属所得なども含まれることとなる。

所得の意味(5-4)

- 現在の日本においても、この包括的所得概念が採用される。
- 非課税の規定が存在しない限り、いかなる源泉から生じた所得であれ課税される。
- 金銭による所得に限られず、現物給付や債務免除などの経済的利益も所得となる。

所得の概念(5-5)

- 利得が合法であるか不法であるかを問わない。不法な利得の場合は、それが私法において無効なものであっても課税の対象となると理解すべきである。
- 本来であれば、未実現の利得や帰属所得も課税の対象とされるべきであるが、捕捉ないし評価が困難であり、課税の対象とならない場合が多い。

租税の定義(1)

- 「根本的に公権力を背景とした強制性をそなえていること」。
- 「無償性」
租税:国民個人が行政から受ける特定のサービスとは無関係に徴収される。

租税の定義(2)

▶「道具的性格」

- 租税は、第一次的に**国家の資金調達**を目的とするものである。
- 但し、国家が租税を徴収しつつも、その徴収額を第三者に譲渡することもある（地方交付税、補助金など）。
- また、経済政策、景気政策などの手段に用いられることもある。

租税の定義(3)

▶「一連の租税の調達過程における課税の一方的性格」

- 国家・地方公共団体が、公共サービスの資金として、国民の富(財)を強制的に獲得する(移転させる)もの。
- なお、租税は**私人の法定債務**である（租税債務説。通説）。

租税の定義(4)

▶法律の根拠を要すること

- 日本国憲法は、私有財産制度の存在を前提とし、私有財産の保護を規定する。
- 課税権の行使は、国民の財産権に対する一方的な侵害にあたる。そのために、恣意的な課税権の発動がなされてはならない。

重要：課税要件(1)

- 租税要件ともいう。租税債権債務関係を成立または消滅させる要件。
- 課税主体(課税権者)
- 納税義務者
- **課税物件**(課税対象。地方税では課税客体ともいう)
- **課税標準**

重要：課税要件(2)

- 税率
- **租税所属関係**(納税者が、特定の租税につき、いずれの課税権者に対して納税義務を負うかに関するもの)
- **租税帰属関係**(課税物件が納税義務者に帰属する関係)

課税物件

- ◆ **課税の対象となる物、行為または事実。**
- 所得税などにおける所得
- 事業税における個人または法人の事業収益
- 固定資産税などにおける土地や固定資産など特定の財産
- 消費税などにおける課税資産の譲渡や外国貨物の引き取り

課税標準

- ◆ 課税物件を数量的に確定するための基準。
- 所有・収益などの存在および内容の確認に基づき、価格・金額・数量・品質により表現される。
- 所得税の場合は「総所得金額」など(所得税法第22条第1項)
- 消費税の場合は「課税資産の譲渡等の対価の額」(消費税法第28条第1項)

税法の理論上の体系

- 租税法の基本原則
- 租税実体法
- 租税手続法
- 租税争訟法
- 租税処罰法(罰則法)
